

資料編

- 1 広島市地域公共交通会議設置要綱
- 2 広島市陸上交通地域協議会設置要綱
- 3 広島市有償運送運営協議会規約
- 4 広島市生活交通実験運行負担金交付要綱
- 5 広島市地域生活交通事業運行補助金交付要綱
- 6 【様式】地域情報整理シート
- 7 【様式】協議事項一覧
- 8 【様式】協議録
- 9 【様式】市政出前講座実施申込書
- 1 0 広島市域で運行している乗合タクシー等の概要
- 1 1 アンケート調査票（例）（導入検討時）
- 1 2 アンケート調査票（例）（運行開始後）

広島市地域公共交通会議設置要綱

（目的）

第1条 広島市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- （2）市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （3）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（構成）

第3条 交通会議は、別表に掲げる団体又は機関を代表する委員をもって構成する。

2 前項に掲げる者のほか、交通会議に次に掲げる者を委員として加えることができる。

- （1）その地域を管轄する交通管理者
- （2）その他の交通会議の運営上必要と認められる者

（会長）

第4条 交通会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（監事）

第5条 監事は、会長の指名する委員がこれに当たる。

- 2 監事は、交通会議の会計監査を行う。
- 3 監事は、会計監査の結果を交通会議の会議において報告しなければならない。

（議事）

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、原則、出席委員の全員の賛成をもって決することとする。ただし、全員の賛成が困難と会長が認めた場合は、この限りでない。
- 4 交通会議には、必要に応じて、委員以外の関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 交通会議は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分に配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第8条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、広島市道路交通局都市交通部に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 交通会議の運営に要する経費は、広島市からの負担金をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前各項が定めるもののほか、交通会議の予算の編成その他財務に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

(その他)

第13条 この要綱に定めるほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は平成22年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年7月11日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	団 体・機 関
学識経験者	公共交通に精通した大学教授等
一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	バス事業者
	(社)広島県バス協会(事業者と兼任も可)
	タクシー事業者
	(社)広島県タクシー協会(事業者と兼任も可)
住民又は利用者の代表	(財)広島市老人クラブ連合会
	(社)広島消費者協会
運輸局	国土交通省中国運輸局広島運輸支局
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	私鉄中国地方労働組合
道路管理者	広島市（道路交通局）
地域公共交通会議を主宰する市	広島市（道路交通局）

※その他、市長が必要と認めるときは、交通会議に次に掲げる者を委員として加えることができる。

その地域を管轄する交通管理者
その他の交通会議の運営上必要と認められる者

広島市陸上交通地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国土交通省）の規定に基づき、陸上交通における地域の特性や実情に応じた地域に最適な交通手段の提供及び、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画（以下「計画」という。）の策定に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、広島市陸上交通地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 陸上交通とは、バス、タクシー等の交通機関をいい、鉄軌道関係は除く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 陸上交通の計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 陸上交通の計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

2 陸上交通の計画の内容

- (1) 陸上交通の運行内容に関する事項
- (2) 陸上交通の高度化に関する事項
- (3) 陸上交通のバリアフリーに関する事項

(構成)

第3条 委員は、別表に掲げる者又は団体及び機関を代表する委員をもって構成する。

2 前項に掲げる者のほか、その他協議会の運営上必要と認められる者を委員として加えることができる。

3 委員は、別表に掲げる者のうち第2条第2項の陸上交通の計画の内容ごとに会長が指名する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、広島市道路交通局都市交通部長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、広島市道路交通局都市交通部交通対策担当課長がその職務を代理する。

(監事)

第5条 監事は、広島市道路交通局都市交通部公共交通計画担当課長をもって充てる。

2 監事は、協議会の会計監査を行う。

3 監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(議事)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、原則、出席委員の全員の賛成をもって決することとする。
- 4 協議会は、必要に応じて、委員以外の関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 関係者間で利害調整が必要となる事業等について、会長が必要と認めるときは、事業の関係者等で構成する別の協議会等で計画を策定し、協議会に諮ることとする。

(書面審議)

第7条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により協議会を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定について準用する。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、広島市道路交通局都市交通部に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前各項が定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は平成 23 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	団 体 ・ 機 関
地方自治体	広島市（道路交通局）
地方運輸局	中国運輸局広島運輸支局
交通事業者又は交通施設管理者等	協議会で協議する陸上交通の計画に基づき、地域交通確保維持改善事業を実施する交通事業者又は交通施設管理者
	社団法人広島県バス協会 （協議会でバスに関する協議を行う場合）
	社団法人広島県タクシー協会 （協議会でタクシーに関する協議を行う場合）
その他運営上必要と認められる者	協議会で協議する陸上交通に係る市町等

広島市有償運送運営協議会規約

(名称及び目的等)

第1条 この協議会は、広島市有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）と称し、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等が、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の登録を受けて行う福祉有償運送及び過疎地有償運送に関し、その必要性並びに実施に伴う安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等について協議することを目的とする。

2 協議会は、広島市が主宰する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 福祉有償運送及び過疎地有償運送の必要性に関すること。
- (2) 福祉有償運送及び過疎地有償運送の登録（有効期間の更新の登録及び変更登録を含む。）の申請内容に関すること。
- (3) 福祉有償運送及び過疎地有償運送の適正実施に関すること。
- (4) その他福祉有償運送及び過疎地有償運送に関し必要と認められる事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体又は機関を代表する委員並びに主宰者が参加を依頼した福祉及び公共交通に関する学識経験を有する委員をもって構成する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員（会長並びに主宰者が参加を依頼した福祉及び公共交通に関する学識経験を有する委員を除く。）は、やむを得ない理由により協議会に出席できないときは、同一の団体又は機関に所属する者に協議会の審議又は表決を委任することができる。
- 5 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に協議会への出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(開催)

第6条 協議会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 法第79条の規定に基づく福祉有償運送又は過疎地有償運送の登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)の申請が予定されるとき。
- (2) 重大事故等、福祉有償運送又は過疎地有償運送実施上の問題が発生したとき。
- (3) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除を行おうとするとき。
- (4) その他会長が必要と認めるとき。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、広島市健康福祉局地域福祉課及び道路交通局都市交通部において処理する。

(委任規定)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成18年2月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年2月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

別表

区 分	団 体 ・ 機 関
福祉有償運送及び過疎地有償運送の利用者又は関係者	公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会
	公益財団法人広島市老人クラブ連合会
住民参加型在宅福祉サービスの実施団体	社会福祉法人広島市社会福祉協議会
福祉有償運送及び過疎地有償運送の実施団体	特定非営利活動法人さわやかけあ広島
バス、タクシー等関係交通機関	公益社団法人広島県バス協会
	一般社団法人広島県タクシー協会
	株式会社全国介護タクシー協会中国支部
バス、タクシー等関係交通機関の運転者が組織する団体	全国交通運輸労働組合総連合広島県支部
関係行政機関	国土交通省中国運輸局広島運輸支局
	広島市（健康福祉局及び道路交通局）

広島市生活交通実験運行負担金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地域住民が主体となって生活交通を確保しようとする取組の一環として実施される実験運行（以下、「生活交通実験運行」という。）における運行費の一部を負担金として交付することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年規則第58号）に定めるもののほか必要な事項を定めるとともに、同規則第27条の規定に基づき手続きの特例を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「交通事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下同じ。）第3条第1号の一般旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

2 この要綱において、「協議会等」とは、地域住民の代表、交通事業者、本市で組織する生活交通の確保に関する協議を行う協議会等をいう。

（負担金の交付対象事業及び期間）

第3条 交付対象事業は、協議会等において決定する運行計画に基づく生活交通実験運行とし、その期間は年度にかかわらず、最大12か月間とする。

（負担金の交付対象者）

第4条 交付対象者は、あらかじめ、生活交通実験運行に関し、市長と協定を締結した交通事業者（以下「交付対象交通事業者」という。）とする。

（負担金の交付の申請）

第5条 負担金の交付を受けようとする者は、負担金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、交付対象事業実施1か月前までに市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 予算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（負担金の交付限度額）

第6条 負担金の交付限度額は、各年度の事業計画に基づく生活交通実験運行に要する経費のうち別表に定める経費と、生活交通実験運行により生じた収入の合計の差額とし、各年度の予算の範囲内とする。

(負担金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、第5条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適当と認めるときは負担金の交付を決定し、負担金交付決定通知書（別記様式第4号）をもって、当該申請者に通知するものとする。

(請書の提出)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、遅滞なく請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(事業変更の承認等)

第9条 交付対象交通事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく負担金交付変更申請書（別記様式第6号）に第5条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付対象事業に要する予算を変更しようとするとき
- (2) 交付対象事業の内容を変更しようとするとき
- (3) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき

2 交付対象交通事業者は、交付対象事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく、その原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 市長は、前項の規定により負担金の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、すでに負担金が交付されているときは、期間を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(負担金の交付の取消し及び返還)

第10条 市長は、交付対象交通事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、負担金の交付決定の全部若しくは一部の取消し又は既に交付した負担金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき
- (2) 負担金の交付決定の条件に違反したとき
- (3) 負担金交付申請書に虚偽の記載をしたとき

(実績報告及び額の確定)

第11条 交付対象交通事業者は、交付対象事業を完了したときは、その完了の日から40日を経過した日又は当該交付対象事業の事業年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第9号）に以下の書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 事業実施報告書（別記様式第 10 号）

(2) 決算書（別記様式第 11 号）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告に基づき、負担金の額を確定したときは、その旨を負担金交付額確定通知書（別記様式第 12 号）をもって、交付対象交通事業者に通知するものとする。

（負担金の請求）

第 12 条 前条第 2 項の規定による通知を受けた交付対象交通事業者は、負担金の請求をしようとするときは、請求書（別記様式 13 号）によりこれを行うものとする。

（概算払による負担金の交付）

第 13 条 交付対象交通事業者は、概算払による負担金の請求をしようとするときには、前条の規定にかかわらず、第 7 条に規定する負担金交付決定通知書の通知を受けたうえで、請求書（別記様式 13-1 号）により負担金の請求をすることができる。

2 概算払により負担金を交付された交付対象交通事業者は、交付対象事業を完了したときは、その完了の日から 10 日以内に、精算書（別記様式第 14 号）により精算するものとする。

（負担金の経理等）

第 14 条 交付対象交通事業者は、負担金に係る経理について、証ひょう書類を整え、他の経理と明確に区別した帳簿を備えて、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 交付対象交通事業者は、前項の帳簿及び負担金の経理に係る証拠書類を、交付対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておくものとする。

（委任規定）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、負担金の交付に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 21 年 9 月 7 日から施行する。

（負担金の交付の申請の特例）

平成 21 年度に限り、第 5 条中「交付対象事業実施 1 か月前までに」を「9 月 7 日までに」に読み替えるものとする。

別表（第6条関係）

乗 合	運送費	直接経費	人件費	乗務員給与、賞与、法定福利費
			燃料油脂費	燃料費、油脂類
			修繕費	一般修理、車検修理
		間接経費	減価償却費	車両
			保険料	自賠責保険、任意保険
			施設賦課税	自動車税、重量税
			施設使用料	施設使用料
			その他	上記項目以外で、市長が実験運行に必要と認める経費
		チャーター	運送費	直接経費
共 通	その他経費	運行準備経費	運行準備経費	停留所施設新設・改良経費・チラシ・回数券印刷経費などの運行準備に要する経費

※ 保険料契約等、実験運行期間を超える期間の額となる場合は、期間按分により、実験運行期間相当額を算出する。

広島市地域生活交通事業運行補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における地域が主体となった地域生活交通事業（以下「補助対象事業」という。）に対し、予算の範囲内において、これらの運行に要する経費の一部に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるとともに、規則第27条の規定に基づき手続の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「地域生活交通事業」とは、路線定期運行、路線不定期運行又は区域運行の形態により実施する乗合タクシー事業（バス車両を活用する場合を含む。）をいう。
- (2) 「交通事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号の一般旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (3) 「協議会等」とは、地域住民の代表、交通事業者及び本市が参画し、地域生活交通の維持確保に関する協議を行う組織をいう。

(補助対象経費等)

第3条 市長は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、当該補助対象事業を行う交通事業者に対し補助金を交付する。

- 2 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条第1項に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間とする。
- 3 補助対象経常費用、補助対象経費及び補助金の額は、別表によるものとする。

(補助対象事業の基準)

第4条 補助対象事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 以下の①又は②のいずれかを満たすものであること。
 - ① 以下に掲げる地域等のいずれかをその沿線に含む交通不便地域における公共交通ネットワークと接続する系統であること。
 - ・ 離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域
 - ・ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
 - ② 半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅及び海港が存しない集落、市街地その他の交通不便地域として市長が指定する地域の住民等の移動確保のための公共交通ネットワークと接続する系統であること。

(2) 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益が同期間の当該系統の補助対象経常費用に達していないもの。ただし、前々補助対象期間以前の過去2ヶ年度連続して経常収益が補助対象経常費用を超えた系統を除く。

(3) 次式によって算出される補助対象期間の1回当たりの輸送量が1人以上であるもの（路線不定期運行及び区域運行を除く。）。

輸送人員÷運行回数

（交付申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする交通事業者（以下「申請者」という。）は、広島市地域生活交通事業運行補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、規則第4条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日（この日が広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第1号様式別紙）
- (2) 補助金交付申請額の算定根拠表
- (3) 協議会等が作成する事業報告書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、速やかに所要の審査を行い、適正であると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、広島市地域生活交通事業運行補助金交付決定及び額の確定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査により補助金を交付することが不適当と認めたときは、交付しない旨の決定をし、広島市地域生活交通事業運行補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた交通事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (3) 申請書に虚偽の記載をしたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を広島市地域生活交通事業運行補助金交付決定取消通知書（第4号様式）により、当該交通事業者に通知するものとする。

(委任規定)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年9月13日から施行する。
- 2 平成24年9月30日までの間、第4条の規定にかかわらず、平成24年4月1日以降に補助対象事業を行った交通事業者については、補助金の交付の申請をすることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月1日から施行し、平成27年度に交付する補助金から適用する。
- 2 平成28年3月15日までの間、第4条の規定にかかわらず、平成27年9月30日を末日とする1年間に補助対象事業を行った交通事業者については、補助金の交付の申請をすることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年9月8日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経常費用	営業費用	運送費	人件費	
			燃料油脂費	ガソリン費、軽油費、LPガス費等
			修繕費	事業用車両その他に係る修繕費
			減価償却費	事業用車両その他に係る減価償却費
			保険料	
			施設使用料	
			自動車リース料	
			施設賦課税	
			事故賠償費	
			道路使用料	
			その他経費	
		一般管理費	人件費	
	その他			
	営業外費用	金融費用		
		その他		
備考 消費税及び地方消費税は対象としない。				
補助対象経費	補助対象経常費用から経常収益を差し引いた額。			
補助金の額	補助対象経費に3／4を乗じた額から、国補助金の額を控除した額。 ただし、国補助金の対象とならない場合は、補助対象経費に3／4を乗じた額とする。 備考 千円未満の端数は切り捨てる。			

地域情報整理シート

受付日		平成〇〇年〇月〇日 (〇) 〇時～〇時		相談方法 (来庁・電話・文書・FAX・訪問)	
相談者情報	ふりがな	〇〇〇 〇〇〇		場 所 (市役所本庁舎 1 3F 都市交通部)	
	氏名	〇〇 〇〇		対応者 (所属・職名・名前)	
	組織名 役職	(例) 〇〇地区社会福祉協議会 (例) 会長 など		〇〇局(区)〇〇部〇〇課 〇〇係長 〇〇主事	
連絡先		〒	〇〇〇-〇〇〇〇		
		〇区〇〇町〇丁目〇番〇号		TEL :	△△△-△△△-△△△△
				FAX :	△△△-△△△-△△△△
		E-mail :		△△△△△@△△△△△	
関係者 (情報共有)		広島市道路交通局都市交通部 〇〇 (△△△△△@△△△△△) 広島市〇〇区役所〇〇課 〇〇 (△△△△△@△△△△△) 〇〇地区社協 〇〇 (△△△△△@△△△△△) 〇〇タクシー(株) 〇〇 (△△△△△@△△△△△)			
基礎情報	生活交通導入検討に参加している組織(者)		(例 1) 〇〇地区社会福祉協議会 (例 2) 〇〇町内会会長 ほか 2 名		
	導入検討に至った経緯と目的		(例) 〇〇地区において、平成〇年に〇〇交通の路線廃止により、アストラムラインへ接続する交通機関が無くなっており、近年では、マイカーに乘れなくなった高齢者が増加する中、生活に支障が生じる世帯が増えている。 このため、高齢者の生活上、主に買い物・通院を便利にする生活交通を確保したいと考えている。		
	導入検討中の地域情報	場所	(例 1) 〇〇区〇〇町〇丁目～〇丁目 (例 2) 〇〇団地付近 ※なるべく地図を添付		
		人口・世帯数	(例) 約〇〇人、 約〇〇世帯		
		周辺の公共交通	(例) 〇〇タクシー 〇〇バス (導入検討中の地区から約〇〇m離れた国道を運行) 約〇便		
		地域特性	(例) 高齢者の割合が多く、公共交通は通勤・通学よりも買い物・通院に利用されることが多い。		
	これまでの検討経緯		(例 1) 〇〇ショッピングセンターに送迎バスの迂回を要望したものの、実現せず。 (例 2) 平成〇年に地域生活交通の導入に向けた住民アンケートを実施したが、時期尚早と判断し、導入検討を保留。 (例 3) 平成〇年〇月に関係者が、実際に乗合タクシーを運行している〇〇地区を視察に行った。		
	導入検討中の運行形態等		(例) 運行形態：乗合タクシー (定時定路線型) 理由：比較的人口が集積しており、かつ、交通に困った高齢者が多く、需要も多いと見込まれるため、定時定路線型の運行でも採算がとれると考えている。		
導入検討中の運行ルート		(例 1) 〇〇ショッピングセンター～〇〇病院～〇〇 (バス停) ～〇〇銀行～〇〇公民館 (1 回/時間の循環コース) (例 2) 具体的なイメージはないが、〇〇ショッピングセンター、〇〇病院、〇〇 (バス停) は必ず経由したい。			
その他の参考情報		(例 1) 〇〇運輸支局にも相談中 (例 2) 〇〇タクシー (株) に協力してもらえそうな目途が立っている。			

協議事項一覧

協議日時	協議者	協議内容	今後の予定
平成〇〇年〇月〇日 (〇) 〇時～〇時	〇局〇部〇課 〇〇係長、〇〇主事 〇〇地区社会福祉協議会 〇〇会長、〇〇事務局長	生活交通導入に係る相談（継続検討） 〇 記入する事項は簡潔に、協議録の協議内容ごとに、実施・決定・継続検討など進捗状況が分かるように記載してください。 〇 関係者全員が情報共有することを念頭において、分かりやすい表現にしてください。	平成〇〇年〇月〇日 (〇) 〇時～〇時に市政出前講座の実施について再協議
平成〇〇年〇月〇日 (〇) 〇時～〇時	〇局〇部〇課 〇〇係長、〇〇主事 〇〇地区社会福祉協議会 〇〇会長、〇〇事務局長	社協を対象とした市政出前講座の手続き決定	平成〇〇年〇月〇日 (〇) 〇時～〇時に市政出前講座実施
平成〇〇年〇月〇日 (〇) 〇時～〇時	〇局〇部〇課 〇〇係長、〇〇主事 〇〇地区社会福祉協議会 〇〇会長 ほか20名	市政出前講座実施	次回、住民アンケートの実施について協議予定（日程は今後調整）
平成〇〇年〇月〇日 (〇) 〇時～〇時	〇局〇部〇課 〇〇係長、〇〇主事 〇〇地区社会福祉協議会 〇〇会長、〇〇事務局長	住民アンケート実施について（継続検討）	平成〇〇年〇月〇日 (〇) 〇時～〇時に住民アンケートの実施について再協議
平成〇〇年〇月〇日 (〇) 〇時～〇時	〇局〇部〇課 〇〇係長、〇〇主事 〇〇地区社会福祉協議会 〇〇会長、〇〇事務局長	住民アンケート実施について（継続検討）	平成〇〇年〇月〇日 (〇) 〇時～〇時に市政出前講座の実施について再協議
平成〇〇年〇月〇日 (〇) 〇時～〇時	〇局〇部〇課 〇〇係長、〇〇主事 〇〇地区社会福祉協議会 〇〇会長 ほか20名	住民アンケートの実施決定	平成〇〇年〇月〇日 (〇) 〇時～〇時に住民アンケートの素案について、地域と市で作成。

協議録

協議日時	平成〇〇年〇月〇日 (〇) 〇時～〇時	協議方法 (来庁・電話・文書・FAX・訪問) 場 所 (市役所本庁舎 1 3F都市交通部)
協議者	〇局〇部〇課 〇〇係長、〇〇主事 〇〇地区社会福祉協議会 〇〇会長、〇〇事務局長	
協議内容	① 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について ② 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について ○ 異なる主体間(市と社協、市と運行事業者 など)で協議した場合を作成の目安としてください。(協議録として残す必要の無い事項に関する協議であれば、必ずしも作成する必要はありません。) ○ 関係者全員が情報共有することを念頭において分かりやすい表現にしてください。	
今後の予定	(例 1) 平成〇年〇月に、〇〇地区社会福祉協議会役員を対象とした市政出前講座の実施へ向け手続きをしてもらう。 (例 2) 平成〇年〇月に、市担当者と関係者で、本日の検討課題について再協議する。	

市 政 出 前 講 座 実 施 申 込 書

資料 9

申込日： 年 月 日

(あて先)広島市長（企画総務局広報課長）

申請団体・グループ名 (名称のない場合は記入不要)		
代 表 者 氏 名		
連絡担当者	氏 名	
	住 所	
	連 絡 先	(電話番号、Fax 番号、Email アドレス等を記入してください)
参加予定人数		
実施方法 (いずれかに☑をつけてください)		☐ 「市政出前講座」単独で実施 ☐ 他の会合とあわせて実施 (会合名) ()

※ 記載いただいた住所・氏名・電話番号等の個人情報は出前講座に関する連絡のみに利用させていただき、それ以外には使用いたしません。

市政出前講座の実施をつぎのとおり申し込みます。

テーマ：	(テーマ番号：)
希望の日時：	第1希望：平成 年 月 日() 時 分～ 時 分()
	第2希望：平成 年 月 日() 時 分～ 時 分()
	第3希望：平成 年 月 日() 時 分～ 時 分()
※ 上から順に、ご希望の日時及び条件を記入してください。 ※ ご希望の日時・条件をもとに、テーマ所管課が日程調整を行います。 ※ テーマ所管課の用務等の都合によりご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。 ※ 原則、平日の午前9時～午後9時の1時間30分以内でお願いします。なお、平日以外での実施をご希望の場合はテーマ所管課と相談が必要です。	
会場の名称： _____ 所在地： _____ ※ 原則として広島市内に会場を確保してください。	

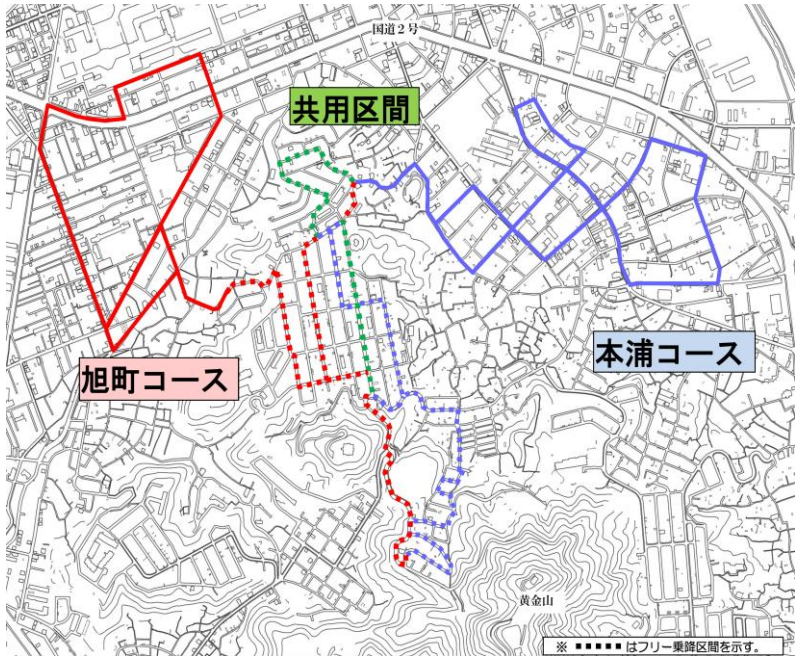
【お願い】
1 当日ご参加の皆さまへの周知をお願いいたします。 (1) 出前講座は、もっぱら苦情や要望をお聞きする制度ではありません。 (2) 政治、宗教又は営利を目的とした集会等や出前講座の趣旨に沿わない集会等では実施できません。 (3) 講座での質疑・応答等は公表させていただく場合もありますのでご承知おきください。
2 会場の設営に要する費用は、申込者側でのご負担をお願いいたします。
3 出前講座をよりよい制度とするため、受講後のアンケートに御協力ください。

[処理欄] 以下は記入しないで下さい。

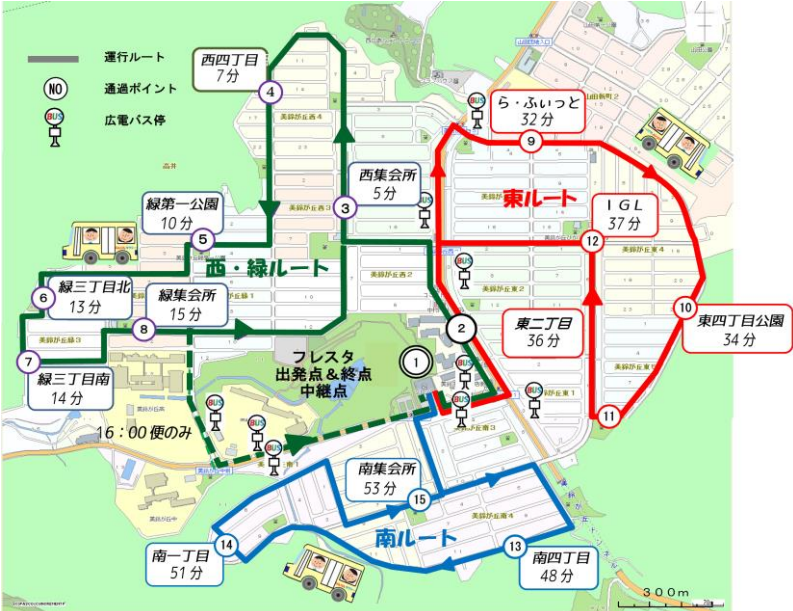
テーマ所管課	広 報 課 受付年月日	テーマ所管課名 及び收受年月日	備 考
局 _____			
部 _____			
課 _____			
Tel _____			

乗合タクシー等の概要（本格運行実施地区）

（平成28年10月3日）

名 称	やぐちおもいやりタクシー	黄金山地区乗合タクシー
運行主体	(有)やぐちタクシー（広島市安佐北区亀崎2-19-1）	(有)カープタクシー（広島市南区比治山本町7-10）
開始時期	平成15年8月 ※実験運行期間（H16.11.15～H16.12.12）	平成22年10月 ※実験運行期間（H21.10.1～H22.9.30）
運行地域	安佐北区矢口地区	南区黄金山地区
運行経路	レッツ前～ふじランド～上矢口地区～梅園団地～スーパーマーケット・病院～JR安芸矢口駅～レッツ前（～ふじランド～上矢口地区） ※（ ）内は偶数便のみ	【本浦コース】 黄金山町24番前～宮の脇集会所～池田整形外科前～邇保姫神社入口～黄金山町24番前 【旭町コース】 黄金山町24番前～旭町バス停前～マルショク前～宮の脇集会所～黄金山町24番前
キロ程	奇数便：1周約8.8km 【第1便8.7km】（30分） 偶数便：1周約10.0km【第2便9.9km】（35分）	【本浦コース】 系統1-1、1-2、1-3 / 5.1km、7.7km、3.4km（13～28分） 【旭町コース】 系統2-1、2-2、2-3 / 4.8km、6.3km、5.0km（18～23分）
停留所	17箇所（一部フリー乗降区間あり）	【本浦コース】20箇所（一部フリー乗降区間あり） 【旭町コース】17箇所（一部フリー乗降区間あり）
運行回数	平日10便／日（月～金曜日運行(祝日運休)）	【本浦コース】8便/日（月・水・金曜日運行(祝日運休)） 【旭町コース】8便/日（月・水・金曜日運行(祝日運休)）
ダイヤ	①08:00 ②08:30 ③09:30 ④10:00 ⑤11:00 ⑥11:30 ⑦12:30 ⑧13:00 ⑨14:00 ⑩14:30	【本浦コース】 08:30 09:30 10:30*11:45 13:30*14:45*15:45*16:45 *池田整形外科前発 【旭町コース】 9:00 10:00 11:00 12:00 14:00 15:00 16:00 17:00
運 賃	1回300円／往復利用の復路は100円（当日限り往復400円で利用可） 小学生以下無料(保護者同伴) ※ 協賛商業施設で1,500円以上の買物をすれば、復路運賃や片道運賃の100円分は商業施設が負担(当日限り)	大人（中学生以上）：250円 小学生：100円（小学生未満無料） ※ 回数券利用（車内販売あり）
運行経路図		

乗合タクシー等の概要（本格運行実施地区）

名 称	中野・中野東地区乗合タクシー	美鈴が丘地区乗合タクシー
運行主体	(有)中野タクシー（広島市安芸区中野東2-15-39）	(株)エフ・ジー（双葉タクシー：広島市西区山田町539
開始時期	平成24年11月 ※実験運行期間（H23.11.1～H24.10.31）	平成28年10月 ※実験運行期間（H27.10.1～H28.9.30）
運行地域	安芸区中野・中野東地区	佐伯区美鈴が丘地区
運行経路	【上平原線】 上平原～JR中野東駅～Aコープ中野店前～安芸市民病院 【山王押手上線】 ひまわり・ダイキ前～JR安芸中野駅前～ユアーズ～安芸市民病院	【西・緑ルート】 フレスタ～西集会所～緑第一公園～緑集会所～フレスタ 【東ルート】 フレスタ～ら・ふいっと～東四丁目公園～I G L～フレスタ 【南ルート】 フレスタ～南四丁目～南一丁目～南集会所～フレスタ
キロ程	【上平原線】 往路 8.9km(39分)/復路 9.0km(36分) 【山王押手上線】 往路11.1km(42分)/復路11.1km(41分)	【西・緑ルート】 4.4km（22分） 【東ルート】 3.4km（13分） 【南ルート】 2.6km（10分）
停留所	【上平原線】 17箇所（一部フリー乗降区間あり） 【山王押手上線】 14箇所（一部フリー乗降区間あり）	【西・緑ルート】 7箇所（全区間フリー乗降） 【東ルート】 5箇所（全区間フリー乗降） 【南ルート】 3箇所（全区間フリー乗降）
運行回数	【上平原線】 往復4便／日（月・木曜日運行(祝日運休)） 【山王押手上線】 往復4便／日（火・金曜日運行(祝日運休)）	【西・緑ルート】 7便／日（月・水・金曜日運行(祝日運休)） 【東ルート】 7便／日（月・水・金曜日運行(祝日運休)） 【南ルート】 7便／日（月・水・金曜日運行(祝日運休)）
ダイヤ	【上平原線】 往復4便 安芸市民病院行 8:30 10:25 12:50 14:45 上平原行 9:25 11:20 13:45 15:40 【山王押手上線】 往復4便 安芸市民病院行 8:33 10:40 13:20 15:30 ひまわり・ダイキ行 9:30 11:40 14:20 16:30 ※山王押手上線の第1便は瀬野川病院発	【西・緑ルート】 9:00 10:00 11:00 12:00 14:00 15:00 16:00 【東ルート】 9:27 10:27 11:27 12:27 14:27 15:27 16:27 【南ルート】 9:45 10:45 11:45 12:45 14:45 15:45 16:45
運 賃	1回300円 子供100円（小学生） 小学生未満無料 ※ 回数券あり（車内販売あり）	大人（中学生以上）：200円（当日再乗車の場合 100円） 小学生：100円（保護者同伴及び当日再乗車の場合 無料） ※ 回数券あり（車内販売あり）
運行経路図		

〇〇地区生活交通対策についての アンケートご協力のお願い

〇〇地区におけるまちづくりにつきまして、日頃よりご理解ご協力をいただいております事に感謝申し上げます。

現在全国的に少子高齢化が進み、市民生活における大きな課題となっております。〇〇地区においても、高齢化の傾向が顕著に見られており、今後ますます進行すると思われます。

しかし、〇〇地区においては道幅の狭い箇所や傾斜が急な坂道も点在しており、公共交通機関も入っていない状況であります。

こうした現状下で、日常生活を送るうえでの移動手段に困る方がますます増えることが予想されます。

このため、〇〇地区〇〇協議会では、住民の生活を支える交通体系のあり方を探るために、地区にお住まいの皆様を対象としまして、移動手段の実態や、住民の皆様のご意見などをアンケートで集約し、生活交通の確保策について検討したいと考えています。

この調査は各町内会・自治会を通じてご協力をお願いしております。アンケート調査票にお名前等をお書きいただく必要はありません。また、回収した調査票は統計的に処理いたしますので、プライバシー等は保護されます。調査結果は集計、分析などしてお知らせし、今後の生活交通の確保策に生かします。

以上、本調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

平成〇〇年〇月〇〇日
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇

（アンケートに関する問い合わせ先） 〇〇〇〇〇〇〇〇
事務局 〇〇〇〇 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

○ アンケート調査票記入要領

- ・ ご家族の中でどなたが記入していただいてもかまいませんが、ご家族の状況も考慮のうえお答えください。
- ・ 裏面以降の質問について、あてはまるものの□に✓をつけてください。
- ・ あてはまるものがない場合など、（ ）は具体的に記入してください。

○ 各班長、組長さん、区長さんへお願い

- ・ このアンケート用紙は、〇月〇〇日（○）までに各世帯に配ってください。
- ・ アンケート用紙は、〇月〇〇日（○）までに各世帯に訪問、回収をお願いします。
- ・ 回収したアンケート用紙は、各町内会・自治会長さんへ提出してください。

記入日 平成 年 月 日

問1 記入者についておたずねします。

- (1) 性別 ☐ 男 ☐ 女
- (2) 年齢 ☐ 20歳未満 ☐ 20歳代 ☐ 30歳代 ☐ 40歳代
☐ 50歳代 ☐ 60歳代 ☐ 70歳代 ☐ 80歳以上
- (3) 町内会名 ☐ ○○町内会 ☐ ○○町内会 ☐ ○○町内会
☐ ○○町内会 ☐ ○○町内会 ☐ ○○町内会
- (4) 運転免許 ☐ ある ☐ ない
- (5) あなたが自由に使える車 ☐ ある ☐ ない

「自由に使える車がある」と回答した方におたずねします。

問2 今後の車の運転についてどのようにお考えですか。

- ☐ 今後も運転を維持していきたいと思っている
☐ 他の交通手段があれば、運転は引退したいと思っている

全ての方におたずねします。

問3 あなたの日常生活において、買い物や通院など外出する際の主要な手段は何ですか。
(3つまで可)

- | | |
|--|--|
| ☐ 徒歩 | ☐ タクシー（一人又は家族で利用） |
| ☐ 自転車・バイク | ☐ タクシー（家族以外の方と利用） |
| ☐ 自家用車（自分で運転） | ☐ 路線バス |
| ☐ 自家用車（自分以外が運転する車に同乗） | |

問4 あなたのお住まい地区における路線バス等の公共交通の現状に対し満足されていますか。

- ☐ 満足している
(理由：)
- ☐ 特に不満はない
(理由：)
- ☐ 不満である
(理由：)

〇〇地区には、高齢のため自分で運転できない、運転免許を持っていない、バスにも乗れない、など移動に困っているのでは何とかしてほしいという要望が多く寄せられています。

タクシー利用は便利ですが経済的負担が増えます。

そこで、市内の他地区（南区黄金山地区、安佐北区口田地区、安芸区中野・中野東地区）で運行している乗合タクシー※をこの地区に導入することについておたずねします。

※ 交通不便地域等における輸送需要や住民ニーズに対応するため、乗車定員 10 人以下のジャンボタクシー等を使用した運行形態です。路線バスに準じた定時定路線型と、事前予約により、利用者がいる場合のみ運行するデマンド型があります。なお、デマンド型には、決まった路線を運行するものや、路線を定めず需要に応じて運行するものがあります。いずれも、タクシーと比較して低料金となっています。

問5 乗合タクシーの導入について、どのように思われますか。

- ☐ 賛成
☐ 反対→理由を記入のうえ、問 12 へお進みください。

(理由：)

問6 乗合タクシーが導入されたら利用されますか。

- ☐ すぐに利用したい
☐ 将来（現在利用しているマイカーなどの交通手段が利用できなくなった時に）利用したい
☐ 利用しない→理由を記入のうえ、問 12 へお進みください。

(理由：)

問7 どれくらい利用しようと思われますか。

- ☐ 毎日のように利用したい
☐ 1 週間に数回利用したい
☐ 1 ヶ月に数回利用したい
☐ 必要な時たまに（月に 1 回程度、半年に数回程度）利用したい

問8 どの時間帯に利用したいと思われますか。（複数回答可）

外出時 ☐ 7 時台 ☐ 8 時台 ☐ 9 時台 ☐ 10 時台 ☐ 11 時台 ☐ 12 時台
☐ 13 時台 ☐ 14 時台 ☐ 15 時台 ☐ 16 時台 ☐ 17 時台 ☐ 18 時台 ☐ その他

帰宅時 ☐ 7 時台 ☐ 8 時台 ☐ 9 時台 ☐ 10 時台 ☐ 11 時台 ☐ 12 時台
☐ 13 時台 ☐ 14 時台 ☐ 15 時台 ☐ 16 時台 ☐ 17 時台 ☐ 18 時台 ☐ その他

問9 最低、どこまで乗っていきたいですか。（複数回答可）

ア. スーパー等の買い物

- ☐ ユアーズ〇〇店 ☐ フレスタ〇〇店 ☐ サンリブ〇〇店
☐ その他（ ）

☐ ○○病院
 ☐ ○○医院
 ☐ ○○整形外科
☐ その他 ()

☐ 広島銀行〇〇支店 ☐ もみじ銀行〇〇支店 ☐ 〇〇郵便局
☐ 農協〇〇支店 ☐ その他（ ）

☐ ○○南 ☐ ○○北 ☐ J R ○○駅
☐ その他 ()

問 10 片道運賃はいくらが妥当（利用しよう）と思われますか。

☐ 100円 ☐ 200円 ☐ 300円 ☐ 400円以上

☐ 100円 ☐ 200円 ☐ 300円 ☐ 400円以上

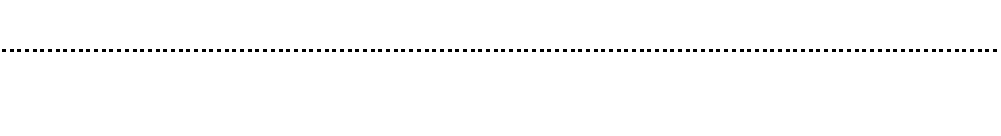
☐ 予約することに抵抗感があり、定時定路線型より利用しづらい

☐ 好きな時間に利用できれば、定時定路線型より利用しやすい

☐ 自宅前から目的地まで乗車できれば、定時定路線型より利用しやすい

☐ その他（ ）

問 12 ○○地区の現在の交通問題や将来の交通体系のあり方に関して、ご意見、ご提案、ご要望などありましたら、自由にお書きください。



Four sets of horizontal dashed lines for writing, each set consisting of a solid top line and a dashed bottom line.

- 4 -

〇〇地区乗合タクシーに関する 第〇回アンケートご協力をお願い

1日当たりの平均利用者数

（平成〇〇年〇月時点）

目 標 : 〇〇人

実 績 : 〇〇人

〇〇地区社会福祉協議会や連合町内会では、地域の生活交通を自らで確保しようと、〇〇タクシーや広島市の協力を得て、平成〇〇年〇月〇日から乗合タクシーの本格運行を開始しました。

本格運行開始から〇年〇ヶ月が過ぎましたが、これまでの1日当たりの平均利用者数は約〇〇人と、目標の〇〇人は達成できていない状況です。

乗合タクシーの運行を続けるためには、皆さんと力を合わせて、何とかして目標を達成しなければいけません。外出に不便を感じている方はもちろんのこと、今は特に必要を感じない方にも、月に数回でも利用していただければ、少しずつですが、目標に近づけることができます。

そこで、乗合タクシーをより利用しやすいものにし、利用者を増やすため、再度アンケート調査により、皆さんの声をお聞かせいただきたいと思います。

この調査は各町内会を通じてご協力をお願いしています。アンケート調査票にお名前等をお書きいただく必要はありません。また、回収した調査票は統計的に処理いたしますので、プライバシー等は保護されます。調査結果は集計、分析などして、乗合タクシーの運行計画の見直しに生かします。

本調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

〇〇地区〇〇協議会 会長 〇〇 〇〇

（アンケートに関する問い合わせ先）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当：〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当：〇〇

○ アンケート調査票記入要領

- ・ ご家族の中でどなたが記入していただいてもかまいませんが、ご家族の状況も考慮のうえお答えください。
- ・ 裏面以降の質問について、あてはまるものを1つ選んで、□に✓をつけてください。ただし、「（複数回答可）」と書いてある質問は、いくつ選んでも結構です。
- ・ あてはまるものがない場合など、（ ）は具体的に記入してください。

○ 各班長、組長さんをお願い

- ・ このアンケート用紙は、〇月〇日（〇）までに各世帯に配ってください。
- ・ アンケート用紙は、〇月〇日（〇）までに回収してください。
- ・ 回収したアンケート用紙は、各町内会長さんへ提出してください。

問1 記入者についておたずねします。

- (1) 性別 ☐ 男 ☐ 女
- (2) 年齢 ☐ 20歳未満 ☐ 20歳代 ☐ 30歳代 ☐ 40歳代
☐ 50歳代 ☐ 60歳代 ☐ 70歳代 ☐ 80歳以上
- (3) 町内会名 ☐ ○○町内会 ☐ ○○町内会 ☐ ○○町内会
☐ ○○町内会 ☐ ○○町内会 ☐ ○○町内会

問2 ○○地区において乗合タクシーが運行されていることをご存知でしたか。

- ☐ 知っていた
☐ 知らなかった

問3 乗合タクシーを利用されたことがありますか。また、今後利用する予定がありますか。

- ☐ 利用したことがある
- ☐ 利用したことがなく、今後も利用しない → 問8からお答えください。なお、問2で知らなかったと答えた方はここで終了です。
- ☐ 利用したことがないが、今後は利用する → カッコ内の質問にもお答えください。
- (利用予定時期はいつですか。
☐ 今後1年以内 ☐ 現在利用している交通手段(車など)を使えなくなった時
☐ その他())

問4 乗合タクシーをこれまでに何日くらい利用されましたか。

(問3で「利用したことがないが、今後は利用する」と答えた方は予定でお答えください。)

- ☐ 1週間に3日以上 ☐ 1週間に2日 ☐ 1週間に1日
☐ 2週間に1日 ☐ 1か月に1～2日 ☐ 2か月に1日 ☐ その他

耳より情報

1. 利用促進キャンペーンについて

○月○日から○月○日までは利用促進キャンペーンとして、運賃を○○○円とします(通常○○○円)。運賃が高くて利用されなかった方も、これを機に是非ともご利用ください。

2. 回数券の販売について

○○地区乗合タクシーは現金もしくは回数券で乗車できます。回数券は、乗合タクシー車内及び以下の場所で販売しておりますので、ぜひともお買い求め下さい。

【回数券販売箇所】

○○商店(○○○-○○○○)、○○タクシー○○営業所(○○○-○○○○)
○○地区社会福祉協議会(○○○-○○○○)

(問3で「利用したことがないが、今後は利用する」と答えた方は予定でお答えください。)

☐ 往路（行き）のみ利用 ☐ 復路（帰り）のみ利用 ☐ 往路復路とも利用

(問3で「利用したことがないが、今後は利用する」と答えた方は予定でお答えください。)

外出時 ☐ 7 時台 ☐ 8 時台 ☐ 9 時台 ☐ 10 時台 ☐ 11 時台 ☐ 12 時台
☐ 13 時台 ☐ 14 時台 ☐ 15 時台 ☐ 16 時台 ☐ 17 時台 ☐ 18 時台 ☐ その他

帰宅時 ☐ 7 時台 ☐ 8 時台 ☐ 9 時台 ☐ 10 時台 ☐ 11 時台 ☐ 12 時台
☐ 13 時台 ☐ 14 時台 ☐ 15 時台 ☐ 16 時台 ☐ 17 時台 ☐ 18 時台 ☐ その他

(問3で「利用したことがないが、今後は利用する」と答えた方は予定でお答えください。)

ア. スーパーマーケット等

☐ ユアーズ〇〇店 ☐ フレスタ〇〇店 ☐ サンリブ〇〇店
☐ その他（ ）

イ. 病院・介護施設等

☐ ○○病院
 ☐ ○○医院
 ☐ ○○整形外科
☐ その他（ ）

ウ. 金融機関

☐ 広島銀行〇〇支店 ☐ もみじ銀行〇〇支店 ☐ 〇〇郵便局
☐ 農協〇〇支店 ☐ その他（ ）

エ. バス停 (JR駅)

☐ ○○南 ☐ ○○北 ☐ J R ○○駅
☐ その他 ()

才、その他（ ）

問8 乗合タクシーの利用が伸び悩んでいる、一番の原因はどこにあると思いますか。

☐ 乗合タクシーのことを知らない人が多い ☐ 運行コース・ダイヤがわからない
☐ 停留所がわからない ☐ 利用の仕方がわからない ☐ 運行する曜日が合わない
☐ 乗車時間が長い ☐ 目的地に行ってくれない ☐ 運賃が高い
☐ きっかけがない ☐ 元々利用希望者が少ない ☐ 地域の盛り上がり欠ける
☐ 知らない人達との同乗が不安 ☐ その他（ ）

問 9 現在運行している乗合タクシーに、どのような改善があれば、新たに乗り始めたい（乗る回数を増やしたい）と思いますか。

ア. 運行コース

- ☐ 今のままでいい
- ☐ 今の 2 コースの見直し
〇〇線の見直し案（ ）
〇〇線の見直し案（ ）
- ☐ 新たな路線の追加
運行して欲しい地点（ ）
- ☐ その他（ ）

イ. 停留所

- ☐ 今のままでいい
- ☐ 追加（どの辺にほしいですか： ）
- ☐ 削減（どこを減らせばいいですか： ）
- ☐ その他（ ）

ウ. ダイヤ

- ☐ 今のままでいい
- ☐ 他の時間帯も運行する
（→希望運行時間帯（ ）時台 理由： ）
- ☐ その他（ ）

エ. 運行日（現在「〇〇線」が〇曜日、「〇〇線」が〇曜日の運行です）

- ☐ 今のままでいい
- ☐ 他の日も運行する
（→希望運行日・路線（ ）曜日（ ）線 理由： ）
- ☐ その他（ ）

オ. 運賃

- ☐ 今のままでいい（〇〇〇円）
- ☐ 値下げする（ ）円
- ☐ その他（ ）

問 10 〇〇地区乗合タクシーについて、ご意見、ご提案、ご要望などありましたら、自由にお書きください。

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

付則

平成 2 8 年 3 月 策定

平成 2 9 年 3 月 改訂（資料編（資料 1， 5， 1 0））